

第八回はんだ山車まつりグルメ
出店申込書及び出店計画書について

第八回はんだ山車まつりは市駐車場及び地元企業駐車場等を会場として実施しているため、様々な制約があります。実行委員会は、主催者として半田保健所より食中毒対策を十分に注意するよう指導を受けています。出店者の皆様には期日までに「出店申込書及び出店計画書」をご提出いただきますようお願いいたします。

1. 出店について

○出店は、グルメブース、キッチンカーとします。

※キッチンカーについては源兵衛橋会場に配置予定です。出店位置については実行委員会で決定します。

○食品営業許可が必要です。

※山車まつりのために新規で許可を受けようする方は以下のとおり申請してください。

8月29日～9月8日・・・半田保健所に申請

9月20日～9月22日・・・許可証受け取り

○物販（露店営業許可の対象にならないもの（包装された菓子類の販売等））は、原則、個包装されているものに限りします。

2. 出店申込書の記入について

①すべての項目について、正確にご記入ください。

②出店希望会場、出店希望数は申込状況により変更のお願いをすることがあります。

③出店者名プレート名(看板)、はブース前面上部に主催者側で設置します。必ず掲示して営業してください。看板サイズは250mm×900mmとなります。ロゴ・色等は指定できません。

④キッチンカーでの出店を希望される場合も同様に記入してください。

3. 出店計画書①、②の記入について

①出店内容、商品の特徴はできるだけ詳しく記入してください。

②冷蔵冷凍車は設置いたしません。

③電気の使用

電気の使用はブース内照明のみが標準設備となります。標準以上の電気を必要とされる出店者は必要なワット数を記入してください。ブース内の配線工事は出店者側で

お願いいたします。また、電気利用につきましては設備の関係上ご希望の電力供給が出来ない場合がありますのでご了承ください。なお、発電機の持ち込みは原則不可といたします。

④ガスの使用

ブース内の熱源は主催者側では用意しません。ただし、消防署への届出のため、熱源及び危険物をご利用の場合は「種類」「機材」をご記入ください。

⑤使用備品リスト

使用予定の備品を記入してください。電気利用製品、熱源製品、食品保管（冷凍）等の電力、熱源に関する製品を具体的にご記入ください。なお、発電機の使用は原則できません。

⑥出店商品リスト

具体的に詳しく記入してください。商品によっては販売・配布をお断りすることがあります。食品の露店営業は、品目に制限がありますので、事前に半田保健所（0569-21-3344）に相談してください。販売価格については調整させていただくことがあります。また、下記商品については、制約があります。

医薬品・酒類・飲食物・刃剣類等

4. 飲食物取扱い明細書③について

- ①取扱い品目は具体的に記入してください。ただし、生もの（乳類、食肉、鮮魚介類）の販売は禁止です。
- ②調理方法は（焼く、炒める、揚げる、煮る、蒸す、加熱、加温、細切）具体的に記入ください。
- ③最大取扱い予定数量／1日の各品目ごとに単位をご記入ください。（1食、1本、1袋、1パック等）保健所からの指導により、食品衛生上の基準数量に変更していただくことがあります。
- ④弁当類は、寿司・おにぎり・サンドイッチを含みます。消費期限等の表示や販売方法等について、半田保健所食品安全課（0569-21-3344）の事前指導を受けてください。

5. 飲食物取扱いブース仕様書④について

- ①ブース内の配置図を記入してください。手洗い設備（石けん、消毒液が必要）、熱源、調理加工の場所、消火器・水バケツ等の消火設備も記入してください。

6. ブース運営について

- ①ブースには、必ず保健所の営業許可証を掲示してください。
- ②グルメブースの露店営業の注意事項は次のとおりです。

- ・施設では最終工程のみを行うようにしてください。
- ・調理又は製造は、客の求めに応じて行うものとし、長時間の作り置きを行わないようにしてください。
- ・使用する原材料は、施設で下処理を行わないでください。また、冷蔵又は冷凍で保存する必要がある場合は、専用の冷蔵設備又は冷凍設備で保存してください。原材料の搬入はこまめにして、温度管理等には十分注意してください。
- ・下処理が必要な場合は、営業許可を取得した施設等の衛生的な施設を利用してください。（自宅は不可。）
- ・調理加工済食品は露出販売をしないでください。

③残飯、ゴミ等について

食品残飯物・使用済み食器等の処理については、フタ付のゴミ箱を用意して、衛生的に処理してください。

7. 保健所、消防署等の立入検査

はんだ山車まつり当日は、半田保健所や半田消防署、実行委員会によるブースの立入検査があります。申請書類提出後の追加訂正及び現場での変更追加を行うと、当日の検査で、営業できないことがあります。提出書類に基づく運営を行ってください。また、検査時には食品衛生責任者の立会いをお願いいたします。

8. 搬入・設営・撤去・搬出について

- ①搬入・搬出時間は、山車運行計画が確定次第、お知らせいたします。
- ②搬出入車両は、実行委員会発行の通行許可証が必要です。1ブースにつき1台分申請できます。必ず車の見える位置に通行許可証の掲示をお願いいたします。
- ③搬出入車両の駐車場は、できるだけ会場に近いところに確保する予定です。
- ④貴重品・壊れやすいもの・盗難のおそれのある商品は、自己管理してください。万一盗難等の事故があった場合は、主催者として責任は負いかねますので、ご了承ください。

9. まつり開催中の運営

①営業時間

10月7日（土）午前10時から午後9時まで

10月8日（日）午前9時から午後7時まで

（※さくら会場については両日午後5時まで）

上記開催時間以外の営業は、お断りします。

上記開催時間内は必ず出店責任者は会場に常駐してください。

- ②販売はブース内のみとし、ブース外での広告宣伝行為、会場内外問わず移動販売行

為は絶対に行わないでください。

10. 閉場について

両日ともに閉場時には、以下の点に注意してお帰りください。

- ・ブース内の清掃・整頓
- ・ブース内に置いていくもののシート掛け及び緊縛
- ・電源を消す
- ・ブース内の火の元の確認
- ・ゴミ処理（ブース内のゴミは持ち帰ってください）
- ・ブース周辺の清掃
- ・ゴミの持ち帰り（店舗から出た全てのゴミは必ず持ち帰ってください。ゴミ残存物がある場合は、再度撤去の依頼お行います。）

11. 出店者説明会

説明会には、必ず参加してください。

■第1回出店者説明会

日時 平成29年8月29日（火）午後2時から午後4時

会場 半田市役所4階大会議室

内容 （予定）注意事項、出店場所、食品営業許可申請に関する説明（半田保健所）、
質疑応答

■第2回出店者説明会

日時 平成29年9月25日（月）午後2時から午後4時

会場 半田市役所4階大会議室

内容 （予定）出店当日の注意事項、駐車場等の確認事項、食品の取扱方法等注意
事項（半田保健所）、火気取扱い等に関する説明（半田消防署）質疑応答

12. 出店申込書類提出先等（郵送、直接窓口に持参）

●提出先 〒475-8666 半田市東洋町2-1

第八回はんだ山車まつり実行委員会事務局（半田市観光課内）

電話：0569-84-0689（平日の9時～17時）

●問合せ先 第八回はんだ山車まつり実行委員会 おもてなし委員会

担当：水谷 成利 電話：090-7039-1518